

緊急 PRIVATE セミナー！

2009年11月21日土曜日午後2時から4時まで 米国生命保険により長期資産形成

オーナー様へ、緊急告知です。

オーストラリアやアメリカなど、利回りがよい国では、保険のリターンも日本に比べてずっと高いことは周知の事実ですが、本来、生命保険は、ビザのない非居住外国人に対しては、発行できません。しかし、すでに、米国法人(LLC)を設立しているオーナー様の場合は、LLCが米国籍を持っているという事実を利用し、ご自身自身やご家族、さらには、お子さんが、有利なドル建ての米国生命保険に加入することができるのです。

●日本在住者が、米国生命保険に加入する場合の利点

- 日本の場合より少ない保険料で多額の保険金を受け取ることが可能
- 日本の場合と比較して、かなり高額な保険に加入できる
- 解約時の払戻金が日本の場合と比較して多額
- 運用率が高い
- 国際格付け会社により高い評価を受けている信頼性の高い保険会社の保険証券を購入できる
- 日本では加入できない高齢者でもアメリカで加入できる可能性がある
- 健康状態の審査に幅があるので、病歴の理由により日本で生命保険に加入できない人でもアメリカでは加入できる場合がある
- 保険証券を担保に融資を受けることができる

生命保険には、掛け捨て型(term life)と、終身型(whole life)があり、私自身は、自分用としては、ローンを組んでいるため、65万ドルの期限付き(65歳まで)の掛け捨てに加入していますが(支払い総額は、年間約850ドル＝一ヶ月7,000円)、娘には、終身型の積み立て商品として、生命保険に加入させています。

2004年生まれの娘が2006年に加入した保険は、死亡時20万ドル保証が生涯続きます。17年間にわたって毎年1,008ドル(合計1万7,136ドル)を払い込み。娘が60歳になったときの払い戻し最低保証額は、8万3,554ドル。運用益がこの保証を上回る場合も多く、例えば、2006年6月から2008年6月までの利回りは、5.4%だったそうです。

通常、こうした米国生命保険の日本での利用方法としては、超富裕層にとつての相続対策がもっとも一般的なのですが、今回、米国生命保険代理店のうち、唯一東京にオフィスがあるPacific Bridges社に、特にお願いして、私たち「庶民型不動産投資家向け」のプライベート説明会を開催していただくことが決まりました。加入のためには、実際にアメリカで健康診断を受ける必要がありますので、視察旅行前のこの機会を逃さないください。

参加希望者は、オーナー様優先とします。人数に制限があるので必ず事前にご登録ください。当日は、1時45分に同社日本オフィスがある紀尾井町ビル1Fロビー受付(または2時に3階同社受付直行)にて、集合しましょう。

連絡先 パシフィックブリッジス 千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル3F
03-3556-7693 担当 中村優介氏